



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851

静岡市葵区黒金町55番地

交通ビル3階

TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

Eメール kenpyo@mail.wbs.ne.jp



県民の切実な要求を県の担当者に訴える参加者＝1日、静岡県庁

県民が安心して暮せる ようにと県に要請

―国民大運動実行委員会―

11月1日「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を求める」大運動静岡県実行委員会は、経済産業部・交通基盤部・教育委員会など8部局へ要請を行いました。県評をはじめ新婦人・県商連や原発なくす会などの各団体が参加し、2022年度予算編成にあたり県民が安心・安全な暮らしが実現できるようにと要請し懇談しました。

はじめに代表幹事の白石秀之県商連会長から「私たちの思いを県に伝える貴重な機会の場です。大切に生かしていきましょう」とあいさつがありました。

県評からは「リニア新幹線工事について命の水をどう守るか」「熱海市伊豆山の土石流災害」の今後の対策の考えを質問。「公契

設定がない、指定管理者制度が適用されないなど労働者の観点から十分などについて県民の考えを聞きまし「労働報酬の下限額の設定は議員提案の条例であり、県は運用をどうするかで報酬下限額の設定はしない」「指定管理者は協定の中で反映させる」「議会で検討する際、関係団体と協議するが労働組合もメンバーに入れる」など回答があり、一定の前進がありました。私たちの望む公契約条例の制定に向けさらに運動を広げていきましょう。

「人口社会減について」静岡県の最低賃金（913円/時間）となったが、隣の神奈川県1040円（格差127円）・愛知県955円（38円）と格差がありこの格差が、首都圏へ流れる要因となっているのではないかと、人口社会減対策のための措置を要望しました。県としても危機感があり、生産性の向上・働きやすさの推進・魅力ある企業にする、そのためにセミナーを実施しているとのことでしたが、最低賃金について

人事委員会勧告

期末手当を削減 コロナ禍対応の苦労をも無視

静岡市、浜松市の各事委員会は、9月、10月にそれぞれ「報告と勧告」を行いました。（HP参照）



静岡市、浜松市の各事委員会は、9月、10月にそれぞれ「報告と勧告」を行いました。（HP参照）

また、これは「新型コロナウイルスで奮闘している職員に報いたい気持ちはある」「立場は違いますが協力して地域の発展をめざしていきたい」などの自治体首長の願いにも反するものです。

は国の所管などで県としては具体的な施策を講じないなどの回答がありました。リニア新幹線問題は、南アルプストンネル工事で、370万立米の残土がでる、そのうちの360万立米を燕（つばくろ）沢へ積み上げるというが、駿府城公園に県庁東館（65m）の高さに残土を積み上げると同

この懇談で出された県民の切なる要望を受け止めてもらい、次年度の予算・施策に反映させてもらいたいものです。

教静岡は各人事委員会への要請行動を行い、自治労連・各市職組は自治体首長への申し入れ行動をしてきました。

その後、自治体・教育委員会交渉が繰り広げられています。休暇制度や手当の拡充、勤務の振り替えなど一定の前進も勝ち取っています。

21年衆議院選挙の結果について

10月31日投票開票の衆議院選挙は、安倍・菅政権は「モリ・カケ・桜」やオリンピックの強行開催、政治と金などの憲法無視の強権政治から、市民と野党共闘による政権交代をめざす初めてのたたかいとなりました。

自民党は、幹事長や現職大臣等が小選挙区で落選したもの、単独で絶対安定多数の261議席を確保しました。一方、野党共闘の4野党の統一候補は、議席を伸ばせま

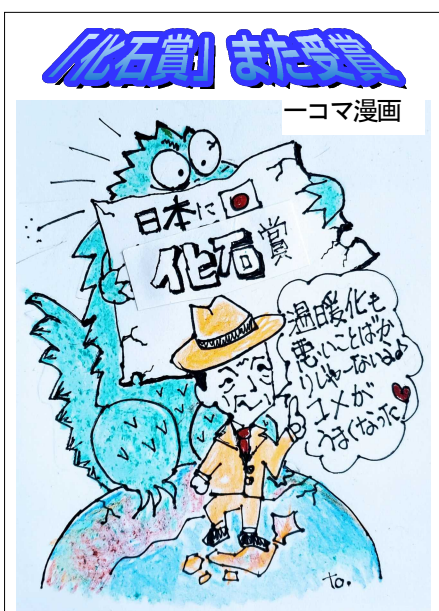
静岡県評は、市民連合と4野党が合意した「共通政策」は私たちの要求と合致し「要求と政治の論議を」「選挙に行こう」などを呼びかけました。静岡県は自民5、立憲2無所属1でした。

自民、公明と日本維新の会の議席が3分の2を超え、改憲策動が強まることは必至です。来年7月の参議院選挙で、改憲勢力を過半数割れにするために、県評の組織を強化して職場と地域からさらに奮闘しましょう。

前進座「一万石の恋」観劇してきました

古典落語『妾馬』を題材に、山田監督の「人を愛すること」がお金よりも名誉よりも幸せに繋がるというメッセージが込められた芝居でした。長屋の住人の人情、侍社会の可笑しさ。歌舞伎の役者らしい振る舞いなど見どころ、笑い満載の芝居でした。ロビーに山田監督がお見えになりびっくりした観劇ツアーでした。

11月30日 午後2時開演
会場 静岡市民文化会館



カーテンコールのみの写真撮影がOKということでパチリ、舞台では珍しいことです＝10月11日、新国立劇場

日時：11月25日（木）
午前10時～午後6時
（フリーダイヤル）
0120-378-060

解雇・休業補償・安全対策・ハラスメント・コロナ問題の困りごとへすぐ電話相談
**コロナ問題など
労働相談
ホットライン**

若者は社会保障に、 高齢者は賃金雇用に関心を

第6回 静岡県民のつどい

10月30日、人間らしい生活を！命を守る第6回静岡県民のつどいを開催し会場に21名、オンラインで7名が参加しました。

記念講演 学准教授の中澤秀一氏が静岡県立「非正規雇用と安心できる大学短期大 年金を考える」働き方と暮



誰かが普通に暮らせる最低規制が求められる。当事者の声を聴く必要があると訴える中澤氏 10月30日

ハラスメント防止を 政労使の取り組みに

過労死等防止対策推進シンポジウム

21年度の過労死等防止対策推進シンポジウム（主催…厚生労働省、協力…過労死を考える家族の会・過労死弁護団ほか）が、11月4日静岡市市民文化会館で開催されました。

シンポジウムでは、静岡労働局労働基準部監督課廣瀬格也課長、代々木病院精神科医で静岡社会健康医学大学院大学准教授である天笠崇さん、静岡過労死を考

える家族の会代表の尾崎正典さんの3氏から報告、基調講演がありました。労組員、企業労務担当者、医療関係者、弁護士など全体で約90名が参加しました。

静岡労働局の廣瀬課長から、行政として、過重労働、長時間労働解消のため、経営者や労働団体などに向けて、様々な啓発活動に取り組んでいる、過労死防止のための企業調査活動の報告

らし、社会保障」と題し講演しました。

中沢氏は「日本の賃金は下がっている、その理由として非正規労働者が増し1989年には19.1%それが2020年には38.0%に増えている。年収100万円未満が28.9%、100～199万円が27.8%となっている。また、女性の非正規労働者は82.6%が200万円以下と普通の生活を送れない人が増大している」。

「新型コロナウイルスの影響が非正規雇用・フリーランスや個人事業主に影響を与え、コロナ禍により深化した格差・貧困を是正するためには、誰もが普通に暮らせる最低規制が求められる。当事者を組織し、その声を聴く必要がある」。

「高齢者の貧困問題の背景に低年金構造がある。年金額が年額100万円未満が男性17.0%、女性52.9%とあり、ここでも男女間格差が深刻となっている」。

「高年齢者の貧困問題の背景に低年金構造がある。年金額が年額100万円未満が男性17.0%、女性52.9%とあり、ここでも男女間格差が深刻となっている」。

がありました。

次に天笠医師が、『ハラスメントから来る労働関係疾患』と題して基調講演を行いました。

天笠さんは「05年の自殺対策基本法、14年の過労死等防止推進法などを面期に自殺者数が減って来たが、ハラスメントの訴えは増えている。昨年のハラスメント防止法施行後を注視したい。ハラスメントは明らかに精神障害との関連が強く、心身への影響が出ない人はほとんどいないが、受けても何もしない人も結構多い。また防止対策を何もしない

最低生計費試算調査からひとり暮らしの高齢者（70歳女性）静岡市在住で月額約16万5000円必要と結果が出た。

高齢期の生活保障は、現役世代も取り組むべき課題である。低賃金層の増加が、正規雇用の賃金抑制のデコとして活用されているという現実がある。

若者は社会保障に関心を持たなければならぬ、高齢者は賃金雇用に関心を持たなければならぬ。目指すべきは、賃金と社会保障との組み合わせで成り立つ社会の実現のために、分断されない運動の展開が必要だ」と話されました。

各団体から現役の大生が「学生アルバイト事情」について、障りず協の大石さんが「障がい者の働く権利と生活」について。年金者組合の岡村さんから「生活できない年金と今後の課題」について報告がありました。



ハラスメントは精神障害との関連が強いと話す天笠氏 11月4日、静岡市市民文化会館

職場の安全衛生を実現するために

静岡県安全健康センター No. 86

過労死等（脳・心臓疾患）の 労災認定基準が改定されました

11月4日過労死等防止対策推進シンポジウムが行われました。

（詳細は別稿で報告）主にパワハラ等による精神疾患の発症や精神疾患による自死事件が話されましたが、過労死等には脳や心臓疾患の発症やそれによる死亡などが含まれます（正確に言えば元々は脳心臓疾患を指すものでした）。今回改定されたのは脳・心臓疾患の方の認定基準です。

改正前は発症前1ヶ月に概ね100時間、または発症前2ヶ月から6ヶ月間に亘って1ヶ月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合というのが基準でした。これはこの

10月21日、定例研究会

尾崎さんは、姉の公務災害認定に至る長く苦しめたことについて語られました。自死したのは本人が弱かったと言われ、提訴しても地裁では認められませんでした。その苦悩が理解されないことを、弁護団をはじめ多くの方々の努力によって覆し高裁では「公務としての過重性は優に肯定することができ」との勝訴を勝ち取られました。10年にわたるたたかいの報告に参加者は胸を打たれました。

厚生労働省、労働局主催で、家族の会、過労死弁護団協力、毎年開かれることを大事にしたいと思わせるシンポジウムでした。

最低保障年金 制度の創設を

静岡県労働研究所 No. 75

が行われ「最低保障年金制度の必要性とその内容」と題して、中澤秀一氏が報告しました。

高齢者で老齢年金受給者のうち年額100万円未満が、男性17%、女性53%となっています。また高齢者のなかで930万人が就業しています。高齢者の貧困は、年金に依存するから貧困化するのではなく、そもそもあった階層格差が顕在化するということが公的年金の給付額は夫婦世帯で受給することを前提

における移動を伴う業務、心理的負担を伴う業務、身体的負担を伴う業務、作業環境（温度、騒音）脳や心臓疾患が労災と認められるのは基本的に長時間労働ですが、80時間、100時間もの時間外労働という基準から、それ以下（60時間程度）でもその他の要因が付加的にあれば認められるということですが、脳や心臓の疾患は労働以外の原因（肥満や高血圧、運動不足等々）で発症するという場合も多くあるため、身近で起こっても労災と結び付けて考えないという事例も見られるようです。同僚や家族等で脳と心臓の疾患があった場合注意して検討すべきでしょう。



オンライン報告する中澤秀一氏

に設計されており、単身で老後を迎える場合、生活費に対する不足が生じやすいシステムとなっています。貧困に陥りやすい高齢者の問題を解決するためには、現役世代をも含めたトータルな政策が不可欠です。①現役世代に対しては最低賃金の引き上げ、②基礎年金の給付水準の見直し、③医療・介護の社会保険料と給付時の自己負担軽減、④家

貸会議室

のご予約・お問い合わせは
一財）国鉄労働会館静岡地方部へ
TEL 054 (285) 4426 FAX 054 (283) 6835

★ 静岡駅南口から徒歩1分
定員14名・30名（各1室）
少人数の打合わせ・会議・講習会におすすめです

生活・法律相談

- 労使トラブル・解雇・賃金不払い・セクハラ・パワハラ・借金問題・教育問題など、受け付けます。
- 労働弁護士の紹介もいたします。

○ 受付 国鉄労働会館静岡地方部
☎ 054 (285) 4426
○ 相談場所 静岡合同法律事務所
○ 相談員 阿部浩基弁護士

相談日・相談時間は
双方の都合により
対応させていただきます